

人間・労使関係自主研究会規約

(名称)

第1条 本研究会は、人間・労使関係自主研究会と称する。

(所在地)

第2条 本研究会の所在地は別表1のとおりとする。

(目的)

第3条 本研究会は、人に関する専門家として良好な職場環境の構築を支援し、労使紛争を未然に防ぐことで事業の健全な成長に寄与する方法等の研究を目的とする。

(事業)

第4条 本研究会は前条の目的のため、次の事業を行う。

1. 研究の事業
2. 会員相互の親睦を図る事業
3. その他必要な事業

2 前項第1号の事業として、本研究会の会員が出席する例会を年4回以上開催する。

(会員)

第5条 本研究会は社会保険労務士であって入会を希望する者を会員とする。ただし、次の者を除く。

1. 社会保険労務士法による懲戒処分又は社会保険労務士会による処分を受け、同会による処分の公開期間中の者
2. 正当な理由なく社会保険労務士会の会費を納入していない者
3. 正当な理由なく社会保険労務士会が定める倫理研修を受講していない者

(入会)

第6条 本研究会へ入会を希望する者は別に定める入会申込書に必要事項を記載して提出し、代表幹事の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は次のときに退会する。
1. 代表幹事に退会の意思表示をしたとき
2. 社会保険労務士でなくなったとき
3. 第5条ただし書に該当したとき
4. 正当な理由なく期限までに本研究会の会費を納入しないとき

(役員)

第8条 本研究会に次の役員を置く。ただし、代表幹事は大阪府社会保険労務士会個人会員のうちから選任し、同会の他の認定自主研究会の代表者等を兼ねないものとする。

1. 代表幹事 1名
2. 副代表幹事 3名以内
3. 会計担当幹事 2名以内
4. 幹事 必要数
5. 監査役 2名以内

(役員の選任と任期)

第9条 役員は幹事会において選任し、任期は次の定期幹事会までとする。ただし、再任を妨げない。なお、任期途中で欠員が生じた場合は代表幹事が代行者を指名し、次の幹事会までその任務を代行させることができる。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は次の通りとする。
1. 代表幹事は、本研究会を代表し運営を総括する。
2. 副代表幹事は代表幹事の任務を補佐し、代表幹事に事故あるときはその任務を代行する。
3. 会計担当幹事は、会費等の収納と必要経費の支出を担当する。
4. その他の幹事は、代表幹事が定めた任務を担当する。
5. 監査役は会計の執行状況を監査する。

(幹事会)

第11条 本研究会に幹事会を置き、次の事項を議決する。

1. 活動方針の承認
2. 予算及び決算の承認
3. 役員の選任
4. 規約の改正
5. その他本研究会の運営に関すること

(幹事会の構成等)

第12条 幹事会の構成等は次のとおりとする。

1. 幹事会は幹事で構成する。
2. 代表幹事を議長とする。
3. 幹事会は代表幹事が招集する。
4. 原則として毎年4月に定期幹事会を開催する。
5. 代表幹事が必要と認めた場合に臨時幹事会を開催する。

(幹事会の議事)

第13条 幹事会の議事は、幹事の過半数が出席し、出席幹事の過半数により決する。なお、可否同数の場合は議長が決する。

(会計)

第14条 本研究会の会計年度は毎年4月1日から1年間とする。決算報告は幹事会が承認し、会員に周知する。

(会費)

第15条 会員は別表2に定める会費を納入しなければならない。なお、一旦納入した会費はいかなる理由においても返還しない。

(報酬等)

第16条 本研究会での業務に対する報酬等は幹事会で承認を受けた金額の基準を定め、代表幹事の判断で支給するものとする。

(疑義の決定)

第17条 この規約に定めのない事項及びこの規約に疑義を生じた場合は、幹事会がこれを決定する。

(経過規定)

第18条 第14条の規定にかかわらず、同条の改正施行日を含む会計年度は2022年10月1日から2023年3月31日までの6か月間とする。

(施行日等)

附則 本研究会は2001年4月1日に発足した。この規約は2019年4月1日から施行する。この規約の改正施行日は次の通りとする。

2021年6月1日一部改正施行
2021年7月15日一部改正施行
2022年4月1日一部改正施行
2023年3月10日一部改正施行
2025年4月10日一部改正施行

別表 1

人間・労使関係自主研究会の所在地
大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 4 号 千代田ビル西館 3 階 B e y o n d 社会保険労務士法人内

別表 2

会費 (下欄を除く。)	年額 1 万円とし、4 月 1 日から 6 か月の期間ごとに 5 千円の分納制とする。各期間ごとの支払期限は本研究会が定める。		
途中入会者の会費	上の期間の途中で入会する者は入会時に次の会費を納入する。		
	入会月		会費
	4 ～ 6	10 ～ 12	5 千円
	7	1	4 千円
	8	2	3 千円
	9	3	2 千円